**信教の自由 追加レジュメ**

2015年5月11日

主専攻法学演習(憲法)

4年　大楽、佐藤、芝田

3年　池田、石原、今津

**空知太神社事件判決**

（最判平22・1・20民集第64巻1号1頁）

市が市有地を無償で神社の施設敷地として使用させていたのに対し、市の住民が政教分離違反で争った事件。

最高裁は、本件の判断の前に憲法89条及び20条の趣旨について述べている。

「憲法８９条は，公の財産を宗教上の組織又は団体の使用，便益若しくは維持のた

め，その利用に供してはならない旨を定めている。その趣旨は，国家が宗教的に中

立であることを要求するいわゆる政教分離の原則を，公の財産の利用提供等の財政

的な側面において徹底させるところにあり，これによって，憲法２０条１項後段の

規定する宗教団体に対する特権の付与の禁止を財政的側面からも確保し，信教の自

由の保障を一層確実なものにしようとしたものである。しかし，国家と宗教とのか

かわり合いには種々の形態があり，およそ国又は地方公共団体が宗教との一切の関

係を持つことが許されないというものではなく，憲法８９条も，公の財産の利用提

供等における宗教とのかかわり合いが，我が国の社会的，文化的諸条件に照らし，

信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超え

るものと認められる場合に，これを許さないとするものと解される。」

ここで、政教分離原則は国家が宗教的中立を守ることにより、信教の自由を確保するために規定されていることが確認されている。その後、国と宗教を完全に分離することが事実上不可能であることを挙げ、国と宗教の関わりが相当な限度を超えた場合に違憲とされることを述べている。ここでいう相当な限度の判断基準として、これまでの最高裁判決では目的効果基準を用いていた。しかし、判決文では以下のように述べている。

「信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて憲法８９条に違反するか否かを判断するに当たっては，当該宗教的施設の性格，当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯，当該無償提供の態様，これらに対する一般人の評価等，諸般の事情を考慮し，社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である。」

「明らかな宗教的施設といわざるを得ない本件神社物件の性格，これに対し長期間にわたり継続的に便益を提供し続けていることなどの本件利用提供行為の具体的態様等にかんがみると，……本件利用提供行為は，市と本件神社ないし神道とのかかわり合いが，我が国の社会的，文化的諸条件に照らし，信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして，憲法８９条の禁止する公の財産の利用提供に当たり，ひいては憲法２０条１項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当すると解するのが相当である。」

判決文では市の土地提供の目的が宗教的意義を持つかどうかについては触れておらず、判断基準として目的効果基準に触れることなく、直接憲法89条及び20条の規定を適用している点にこの判決の特色があると言える。

**・信教の自由と政教分離原則の関係性**

　日本国憲法では、政教分離という言葉は用いられていないが20条1項後段、3項そして89条から政教分離原則が規定されている。20条1項後段では宗教団体が国から特権を受けたり政治上の権力を行使することを禁止し、3項は国及びその期間が宗教教育なだの宗教的活動をすることを禁止している。89条はこの原則を財政面の点から宗教上の組織のために公金の支出・公の財産の提供の禁止を規定している。最高裁は、津地鎮祭事件での判決で、信教の自由と政教分離は目的と手段の関係にあり、個人の権利ではなく、制度的保障(自由権本体を保障するために、権利とは別に一定の制度をあらかじめ憲法によって制定すること)であるとしている。つまり、これによって国民が自身の宗教を自由に選択でき、信教の自由の完全保障がなされるといえるだろう。

　しかし、信教の自由と政教分離原則は完全に結びついているものではない。政教分離原則は、政府が宗教または宗教団体とかかわりを持つ場合でも、政府の宗教的中立性を要請していることになる。ところが、宗教的中立性を貫こうとすれば、個人の信教の自由を制限する場合も生じてくる。（例：日曜日授業参観事件）このような場合に、仮に公立学校が生徒の便宜を図れば特定の宗教を優遇しているという主張も出てくる。しかし、渋谷秀樹氏は、宗教的中立性は政府の宗教的無関心を要請するのではなく、個人の信教の自由に対する政府の寛容性を要請しているとしている。つまり、政府が特定個人に寛容性を示すことによって他者の憲法上の権利あるいは非常に重要な公共的利益の侵害があるか否かを判断してから政教分離原則違反かどうかを検討していくべきではないか。